



Title	大祝本『神氏系図』・『阿蘇家略系譜』再考：再構成される諏訪の伝承
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	国語国文研究, 161, 1-16
Issue Date	2023-08-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93175
Type	journal article
File Information	161_1.pdf



大祝本『神氏系図』・『阿蘇家略系譜』再考

——再構成される諏訪の伝承——

間 枝 遼 太 郎

一 はじめに

一九五〇年代から六〇年代にかけて、日本古代史学の分野では、「郡」の前に「評」が設置されていたか否かをめぐり、所謂郡評論争が行われていた。その論争の最中、ある一つの史料が田中卓氏によって学界に紹介される。名は『阿蘇家略系譜』。熊本県の阿蘇神社の社家阿蘇氏の系図のうち、「異本阿蘇氏系図」と分類される中の一本である。この系図の中には評の長官を意味する「評督」の語が記載されており、「評」が「郡」へ変わったことを明示する古代の新出史料の一つとして見出されたものであった。⁽¹⁾ただ、その存在は郡評論争を決定的に左右するほどの力は持たなかったが（論争は最終的に藤原京出土の木簡が決め手となって終結した）、一方で『阿蘇家略系譜』への注目は、内部にある諏訪社関係の記述を中心として、諏訪信仰研究の場に舞台を移して高まっていくこととなる。

諏訪信仰研究の中で早く『阿蘇家略系譜』の史料性について肯定的に言及したのは、金井典美氏である。金井氏は『阿蘇家略系譜』の記述が、諏訪上社の大祝家に伝わったという大祝本『神氏系図』⁽²⁾（『諏訪史料叢書』巻二十八所収の『神氏系図称一族系図』）と多く符合する部分のあること、すなわち地理的に大きく隔たった二つの地に伝わる系図が共通する内容を持つことなどを重視し、『阿蘇家略系譜』（および大祝本『神氏系図』）を信頼できる史料として扱った。⁽³⁾また、自治体史『諏訪市史』も『阿蘇家略系譜』を史料として肯定的に評価し、そこに見える記述が『諏方大明神画詞』などに見える伝承より「史実を反映した可能性がより高いとみる」ことが自然⁽⁴⁾とするなど、一時期『阿蘇家略系譜』や大祝本『神氏系図』を古代史の史料として扱う例が増加した。

しかし一九九六年、村崎真智子氏が「異本阿蘇氏系図」の成立について論じ、『阿蘇家略系譜』が阿蘇で作られたものではない点、⁽⁵⁾『阿蘇家略系譜』の作成者が幕末から明治にかけての系図学者・中田憲

信である点を指摘したことによって、『阿蘇家略系譜』の史料性に疑問が投げかけられることになる。その作成された系図が何らかの古い史料を素材としている可能性は依然として残されたものの、それがそのまま古代から伝わる系図であることは否定されたのである。さらにその系図の内容に関連しても、小林敏男氏によって、『阿蘇家略系譜』内で主張される阿蘇氏と科野国造が血縁の同族関係にあるという説が歴史的検討により否定され、また系図の信憑性の最大の根拠となっていた「評督」についても時代が合わないことが指摘された。ただし、近年でも『阿蘇家略系譜』の最初の紹介者である田中卓氏は『阿蘇家略系譜』と大祝本『神氏系図』を古代史の史料として用いており、また二〇二二年には田島公氏がやはり古代史研究に大祝本『神氏系図』を用いているといったように、村崎論以降もこれらの系図を古代の史料として扱う例がなくなっただけではない。

そのように古代史研究への利用が続いているのは、村崎氏の論考が『別稿（詳論篇）の要約』であり完全なものではなかったことにも理由があるかもしれない。だが、いつか改訂版を発表するとしていた村崎氏は、新稿を発表する前に逝去された。また、村崎氏が調査した異本系の諸系図のうち主要な『阿蘇家略系譜』などは、現在は元の所蔵者である阿蘇神社家阿蘇家にも存在が確認できないと井原今朝男氏が報告している。つまり、村崎氏の行ったような諸本調査に基づいた方法を辿り直すことによって、氏が新稿で提示しようとしていたことを再現するのは、今や難しくなったと言わざるを得ない。したがって本稿では、村崎氏とは異なる方法——既知の『阿蘇家略系譜』と大祝本『神氏系図』を中心とする内容比較・本文

検討——によって、問題の打開を図る。そして、これらの系図が古代の歴史的事実を反映するものではなく、後世における伝承の変容の一形態として捉えられるべきものであることを示す。

二 大祝本『神氏系図』と『阿蘇家略系譜』の差異

最初に、大祝本『神氏系図』と『阿蘇家略系譜』とがいかなる関係にあるのかについて、内容面から再検討しておく。村崎氏は「異本阿蘇氏系図A（『阿蘇家略系譜』のこと、稿者注）を作成する際に、神氏系図を参照した可能性はある」としていた。ところで、両者は一見似た内容の系図ではあるが、大祝本『神氏系図』をそのまま参照しただけでは『阿蘇家略系譜』の内容は導かれない。そもそも大祝本『神氏系図』と『阿蘇家略系譜』との間には、書いてあることが大きく異なる点がある。

最も重大な相違点は、大祝の血統的位置付けである。『阿蘇家略系譜』の場合は武五百建命（神武天皇や神八井耳命の子孫。阿蘇氏の祖とも位置付けられる）の曾孫である健諸日古命（別名「健諸日別命」）の男系子孫が諏訪大神の大祝となったということを主張する系図であるのに対し、大祝本『神氏系図』の場合は諸日別命の父健甕富命の娘を娶った健隈照命（諏訪明神（御名方富命神）の二十世孫）の男系子孫が大祝となったと主張する系図となっている。すなわち、前者における大祝は神武天皇・神八井耳命の男系子孫（≡金刺氏）であり、後者における大祝は諏訪明神の男系子孫（≡上社大祝諏訪氏）であるという、系譜全体を貫く決定的な差異が存在するのである。

また、『阿蘇家略系譜』の研究史の中で諏訪社の創建に関わる存在として重要視されてきた初代大祝「乙頼」（別名「神子」「熊古」）についても、大祝本『神氏系図』には「乙頼」の名はどこにもなく、「神子」（別名「熊子」）の名のみが初代大祝の名として掲出されているという違いがある。こうした差異はなぜ、またどのようにして生じたのだろうか。

そこで、その点の解明に寄与するもの、『阿蘇家略系譜』と大祝本『神氏系図』の間の懸隔を埋め得るものとして本稿で着目するのが、延川和彦著・飯田好太郎補『修補諏訪氏系図統編』（飯田好太郎、一九二一年）所載の『金刺氏略系図』に代表される下社大祝金刺氏の系図である。左に『金刺氏略系図』、大祝本『神氏系図』、『阿蘇家略系譜』に記載される系譜を簡略化して掲げ、『金刺氏略系図』と『阿蘇家略系譜』が対応する箇所に傍線を、大祝本『神氏系図』と『阿蘇家略系譜』が対応する箇所に二重傍線をそれぞれ引いた。

『金刺氏略系図』

武五百建命—健稲背命—健甕富命—諸日子命—苮止理命—伊努古乃直—世襲彦—金弓乃直—麻背—乙頼—鋤磨—子虫—石次—男繼—金福—白虫—広前—貞磨—貞永

大祝本『神氏系図』

健速須佐之男命—（五代）—大名持命—御名方富命神—伊豆早雄命—（十七代）—健国津見命—健隈照命—（八代）—五百足—神子

（亦云熊子）—神代—弟兄子—国積—猪磨—狭田野—高取（亦云豊磨）—生足（亦云繁魚）—豊足（亦云清主）—有員（亦云武磨）

『阿蘇家略系譜』

武五百建命—健稲背命—健甕富命—健諸日古命—健苮止理命—伊努古君—世襲彦君—大磐君—金弓君—麻背君（又曰五百足）—乙頼（一名神子、又云熊古）—隈志侶—乙兄子

右に示した対応関係を見ると、『阿蘇家略系譜』は、「金弓」まではおおむね金刺氏の系図に拠り、金弓の子である金刺氏の系図の「麻背」の別名として大祝本『神氏系図』の「五百足」を、また麻背の子の「乙頼」の別名として大祝本『神氏系図』の「神子（熊子）」をそれぞれ設定し、その後の二代は神氏系図の記す「神代（隈志侶）」「弟兄子（乙兄子）」という人名を採用していることが窺える。その反対の関係、すなわち『阿蘇家略系譜』に見えるような系図の内容が二つに分離して『金刺氏略系譜』のような系図と大祝本『神氏系図』のような系図が成立した、という流れを考えることは難しい。そのことは、各系図の「乙頼」（神子、熊子）の尻付の内容を見ることで一層明瞭になる。

『金刺氏略系図』

乙頼

小墾田大宮御宇敏達天皇詔而、令_レ祭_二諏訪大神百八十神_一奉_二千代田刺忌串_一、齋_レ之矣。

大祝本『神氏系図』

因名_二神子_一、亦云_二熊子_一。神子八歳之時、尊神化現、脱_二着御衣於神子_一、吾無_レ体以_レ汝為_レ体。有_二神勅_一隱_二御身_一矣。是則御衣着祝神氏有員之始祖也。用明天皇御宇二年、神子構_二社壇于湖南山麓_一。

『阿蘇家略系譜』

乙類 諏訪大神大祝

一名_二神子_一、又云_二熊古_一。生而八歳、御名方富命大神化現、脱_二着御衣於神子_一、勅曰、吾無_レ体以_レ汝為_レ体。磐余池辺大宮朝二年丁未三月、構_二社壇于湖南山麓_一、祭_二諏訪大神及百八十神_一奉_二千代田刺忌串_一、齋_レ之。

この尻付においても、『阿蘇家略系譜』の中で『金刺氏略系図』と対応する箇所と大祝本『神氏系図』と対応する箇所は明確に分かれていることがわかる。「神子が八歳のときに大神が化現し、御衣を脱ぎ着せ、汝を以て我の体とすると神勅を下した」「用明天皇二年に諏訪湖の南の山麓に社壇を構えた」と対応する記述は大祝本『神氏系図』の方にしかなく、「諏訪大神と百八十神を祭り、千代田刺忌串を奉った」と対応する記述は『金刺氏略系図』の方にしかない。

本来は、「用明天皇二年に諏訪湖の南の山麓に社壇を構えた」という諏訪明神男系子孫の「神子」（大祝本『神氏系図』）と、「小墾田大宮御宇に諏訪大神と百八十神を祭り千代田刺忌串を奉った」という神武天皇・神八井耳命男系子孫の「乙類」（『金刺氏略系図』）とは、それぞれ事績の異なる別人として扱われていたと考えられる。それを合体させて「磐余池辺大宮朝（用明天皇二年に諏訪湖の南の山麓に社壇を構え諏訪大神と百八十神を祭り千代田刺忌串を奉った）」という一続きの事績を持つ一人の「乙類（一名神子）」として理解するのは、後世の操作の産物である。『阿蘇家略系譜』に見られるような系図の内容は、『金刺氏略系図』の如き金刺氏の系図を参照し、それと大祝本『神氏系図』に見られる内容を結合させる（そしてさらにそれを阿蘇氏の系図に接続させる）ことによって生み出されたものであった。

三 大祝本『神氏系図』の近世性——他文献との比較から

前節では、『阿蘇家略系譜』の諏訪関係の箇所の内容が、大祝本『神氏系図』の内容と金刺氏の系図を組み合わせて作られた、後世的なものであることを指摘した。そこで次に確認したいのは、大祝本『神氏系図』の内容の位置付けである。大祝本『神氏系図』に見える言説はいっ頃、どのように形成されたのだろうか。それを考えるために、本節ではまず本文の詳細な検討を行う。

これまで大祝本『神氏系図』の本文で問題となってきたのは、初代大祝有員にはじまる一般的な諏訪上社大祝家の系図部分（近世後

期の大祝諏方頼武まで」と中澤氏・千野氏・上原氏などの諏訪氏庶流の諸系図が掲げられる部分との間に挟み込まれるようにして配される、有員以前の上社大祝の特異な系譜を記した箇所である。この有員以前の系譜のみ、よく見られる線系図ではなく、一続きの文によつて綴られる文章系図になっている。以下にその問題の文章系図の全文を掲げる（読解の便宜のため、改行を施し、数字を付した）。

①神代之事幽邈而難記焉。伝曰、諏訪大明神者、天照大神御弟、健速須佐之男命六世孫、大名持命第二子、御名方富命神是也。

尊神輔父大神大造之功、經三宮国土、終奉三祖之命、讓之皇孫ノ命、永鎮三座於此国一矣。

②子伊豆早雄命十八世之孫、健国津見命之子、健隈照命、妻ル科野国造健甕富命之女ヲ。健甕富命子諸日別命、幼而亡父。於是茨木国造許々意命、磯城島宮朝天皇御宇、拜二科野国造一。許々意命失二綏撫之道一。健隈照命遂レ之、竟襲二国造一。

③九世之孫、五百足、常時敬三事于尊神。一日夢有レ神告、汝妻兄弟部既妊身。分婉必孕三子男子。成長欲二吾將レ有レ憑レ之。汝宜二鐘愛一矣。夢覺而後、語之妻兄弟部一、兄弟部亦同レ夢。怪且慎、後果而産三男子。因名三神子一、亦云三熊子一。

④神子八歳之時、尊神化現、脱二着御衣於神子一。吾無レ体以レ汝為レ体。有二神勅隱二御身一矣。是則御衣着祝神氏有員之始祖也。

用明天皇御宇二年、神子構二社壇于湖南山麓一。

⑤其子神代。其子弟兄子。其子国積。其子猪麿。其子狭田野。其子高取、亦云三豊麿一。其子生足、亦云三繁魚一。其子豊足、亦云三清主一。其子有員、亦云三武麿一。

⑥延暦二十年辛巳二月、坂上將軍田村麿、奉レ勅征二蝦夷一。有員幼而隨逐之。神驗多般、士卒称二神兵ト、尊敬。先是尊神告二有員一曰、吾在昔奉三太祖神之命一、父兄共奉レ讓二避国土于皇孫命一、誓以二遠境鎮護之言ヲ一、而以レ有員未レ竣二功ヲ科野ノ国ニ請遣之以為レ名方、既三韓征伐之日、吾親護三皇旗ニ而向レ之。今高丸叛二將軍一、応レ到二于此国一。汝宜二就而平レ之矣。有員鞭二神馬一任二鎧蹄ニ而発、竟得二賊首ニ而送二之將軍一。將軍感二其神異奇瑞一。帰洛之後達二天聰一、下三行宣旨一、大構二造社壇一、
⑦奉二諏訪郡二附二神領一、充二年中七十余日神事ノ要脚一。復当三于寅申支干一、以二一國貢税課役、創二式年造宮一。以二有員一為二大祝一、謂二之御衣着祝一。（御衣着祝、神代之職）

ここには、①御名方富命神の国譲り、②健隈照命の科野国造繼承、③五百足の妻の懷妊のお告げ、④神子を神体とするという神勅・神子による社壇建立、⑤神代から有員までの系譜、⑥田村麻呂の高丸討伐への有員の参戦・式年造宮等の開始・有員を御衣着祝と言うこと、といったように、神代から大祝諏訪氏へ続く系譜とそれに付随する物語が描かれている。

さて、この文章系図を考える上で重要な点の一つは、他文献と近似する文が散見されることである。例えば、⑥の高丸討伐の箇所にある傍線部「帰洛之後達二天聰一、下行宣旨」「充二年中七十余日神事ノ要脚一」「復当三于寅申支干一、以一國貢税課役、創二式年造宮一」は、次に掲げる延文元年（一三五六）成立の諏訪円忠編『諏方大明神画詞』縁起絵部中巻の高丸討伐記事の傍線部の表現にかなり近い。

帰京ノ後天聰ニ達シ、宣旨ヲ下サレテ諏方郡ノ田畠山野各千町

毎年作稻八万四千束、彼神事要脚ニアテヲカル。其ヨリ以来、一年中七十余日神事付頭役狩獵各四ヶ度并二百余箇度ノ饗膳今ニ退転ナシ。是則彼將軍奏達ノ故也。寅申ノ支干ニ当杜造宮アリ。一国ノ貢税永代ノ課役、桓武ノ御宇ニ始レリ。

また、④の神子の事續の箇所にある二重傍線部「是則御衣着祝神氏有員之始祖也」も、『諏方大明神画詞』祭絵部卷第一に「是則御衣着有員、神氏ノ始祖ナリ」とあるのほとんど一致する。異なるのは「着」字の有無と、「神氏」「有員」の位置が前後している点くらいである。

さらに大祝本『神氏系図』の中には、同じ「神氏系図」の名を持つ前田本『神氏系図』（諏訪円忠の五世孫、京都諏訪氏の諏訪貞通が延徳二年（一四九〇）～永正元年（一五〇四）頃に編纂¹⁵）と類似する箇所も存在する。まず①の冒頭の波傍線部「神代之事幽邈而難レ記焉」は、前田本『神氏系図』冒頭部分、

夫諏方大明神垂迹事、異説在レ之。或他国応生靈、或吾朝根本神。旧記異端凡慮難レ測。爰旧事本紀説曰、素盞烏尊御孫、大己神第二御子、建御名方神是也。神代之義幽邈而難レ記レ之。

の「神代之義幽邈而難レ記レ之」とほぼ同じである。続いて、④の神子の箇所の波傍線部「脱¹⁶着御衣於神子、吾無¹⁷体以¹⁸汝為¹⁹体。有²⁰神勅²¹隱²²御身²³矣」は、先の前田本『神氏系図』引用箇所の後の部分、

神幸²⁴信州諏方郡²⁵者、人皇卅二代用明天皇御宇也。于時有二八歳童子²⁶饒而令²⁷随²⁸遂明神²⁹。守屋奉³⁰諍³¹大神³²、至³³守屋山³⁴有³⁵二御合戦³⁶。童子率³⁷二神兵³⁸、追³⁹二落守屋⁴⁰。則于⁴¹彼山麓⁴²構⁴³二社

壇⁴⁴。吾神脱⁴⁵着御衣於⁴⁶童子⁴⁷、吾無⁴⁸体以⁴⁹祝為⁵⁰体。有⁵¹神勅⁵²隱⁵³給御身⁵⁴。則彼童子為⁵⁵二神体⁵⁶、名⁵⁷御衣木祝⁵⁸。神氏始祖也。明神者普賢、童子者文殊也。

の「脱¹⁶着御衣於童子、吾無¹⁷体以¹⁸祝為¹⁹体。有²⁰神勅²¹隱²²給御身」に対応する。異なるのは、「神子」が「童子」である点と、「汝」が「祝」である点、そして「給」の「矣」の有無である。また④の傍点線部「用明天皇御宇二年、神子構⁵⁹二社壇于⁶⁰湖南山麓⁶¹」も、一致度はやや下がるものの、右の前田本『神氏系図』に童子有員が「用明天皇御宇」に守屋山麓に社壇を構えた（于⁶²彼山麓⁶³構⁶⁴二社壇⁶⁵）とあるのと対応すると見て差し支えない。

以上のように、『諏方大明神画詞』および前田本『神氏系図』という京都諏訪氏の手により編まれた文献と大祝本『神氏系図』とがこの程度一致しているならば、何らかの影響関係は指摘できるだろう。それでは、果たしてどちらが先であるのか。

そこで参考になる点の一つは、先述の④の二重傍線部「是則御衣着祝神氏有員之始祖也」と『諏方大明神画詞』祭絵部卷第一の「是則御衣着有員、神氏ノ始祖ナリ」との関係である。この二つの文には「神氏」と「有員」の位置が逆転しているという特徴があるが、そのことが大きな意味の差異を生じさせている。すなわち、後者の『諏方大明神画詞』が「御衣着有員」という個人が「神氏」という氏族の「始祖」である」と主張する文であるのに対し、前者の大祝本『神氏系図』は「神子」という個人が「御衣着祝神氏有員」という個人の「始祖」である」と主張する文になっている。この大祝本『神氏系図』の「個人の「始祖」という言い方が問題である。

「始祖」という語の用例は枚挙に暇がないが、例えば『日本書紀』に「号三火闌降命。是隼人等始祖也」(神代下)、「神八井耳命……是即多臣之始祖也」(綏靖紀)、「所謂野見宿祢、是土部連等之始祖也」(垂仁紀)などあるように、連綿と続く氏族・集団などの始まりとしての個人を指すのが普通である。『日本国語大辞典』第二版が「ある物事をはじめた最初の人。元祖。また、家系の初代の人」とする通りだろう。大祝本『神氏系図』のようにある一点の個人(有員)に対する先祖の意味で「始祖」を用いるのは、一般的な用法とは言い難い。大祝本『神氏系図』の当該箇所がそのような熟さない表現になっているのは、『諏方大明神画詞』の「是則御衣祝有員、神氏ノ始祖ナリ」という元々あった自然な文章を利用しつつ改変を加えた際に発生した瑕疵によるものだと考えられるのである。

なお、大祝本『神氏系図』の文章系図の内容がかなり後になって成立したと判断できる材料は他にもある。①の神代の系譜の部分を見よう。ここには「諏訪大明神者、天照大神御弟、健速須佐之男命六世孫、大名持命第二子、御名方富命神是也」とあり、大名持命(オホナムチ)が健速須佐之男命(スサノヲ)の「六世孫」とされていることがわかる。しかしオホナムチをスサノヲの六世孫とするのは『古事記』の説で、『日本書紀』や『先代旧事本紀』(以下『旧事本紀』)においてはオホナムチはスサノヲの子(一世孫)である。『古事記』は近世初期までは読む機会を得られる者自体が著しく限られていた書物であった。中世に諏訪関係で『古事記』由来のタケミナカタ周辺の情報が入り入れられる際も、諏訪円忠の例に見られるように『旧事本紀』を介してであり、『古事記』自体が持ち出されることはな

かった。⁽¹⁸⁾ 諏訪社の関係者が『古事記』に接するようになるのは近世に出版されて以降のことであろうし、諏訪社において積極的に『古事記』を取り入れようという動きが生まれるのはさらに降つて本居宣長『古事記伝』以後のことだったと考えられる。中世以前に諏訪社の関係者が『古事記』説に触れることのできた可能性自体が皆無であるというわけではないものの、少なくとも大祝本『神氏系図』の場合の『古事記』説の存在は、先の「始祖」の問題と合わせて(『諏方大明神画詞』が諏訪地方で本格的に受容されるようになるのもまた近世からであった)、その近世性を端的に示すものと見て良い。

さらに、大祝本『神氏系図』の年代を考える上では、②にある「茨木国造許々意命」関連の記述も看過できない。②では、科野国造健甕富命の死後に科野国造に任命された「茨木国造許々意命」がやがて綏撫の道を失ったため、健甕富命の娘を娶った健隈照命が許々意命を放逐し、国造を継いだという話が展開される。「許々意命」というのは見慣れない存在ではあるが、桐原建氏が、

吉田好謙は『信濃地名考』上巻の冒頭に「古事記を按ずるに曰く、神八井耳命の後科野国造とす」と書いた後に「或曰、高穴穗宮朝、茨城国祖建許意命を以て科野国造など定あるは成務帝の御宇なるべく」との異説を掲げている。この異説のところが「神氏系図」序詞の中の「健甕富命子諸日別命、幼而亡父、於是茨木国造許々意命、磯城島宮朝天皇御宇、拜科野国造」と文脈を同じくしている。⁽²¹⁾

と述べるように、「許々意命」に関係すると思しき言説は明和四年(一七七七)の吉沢好謙『信濃地名考』にも見えていて、大祝本『神氏

系図』の全くの独創とは限らない。しかし、それではこの言説が中世以前に遡り得るものなのかというと、残念ながらそうではない。

そもそも『信濃地名考』に見える茨城国祖（茨城国造祖）の「建許意命」というのは、それに類する人名としては『常陸国風土記』に見える「多邇許呂命」や『新撰姓氏録』に見える「建凝命」、「旧事本紀」国造本紀に見える「茨城国造祖建許呂命」などがあるものの、全く同じ表記の例は、近世に成立し延宝七年（一六七九）に刊行された『先代旧事本紀大成経』（七十二巻本。以下『大成経』）の卷七十二国造本紀に「科野国造。高穴穗宮朝御世、茨城国造祖建許意命兒富富意命、任命賜国造²²⁾」とあるのが、確認できる限りで最も古い。『旧事本紀』を改変して成立した『大成経』は、元の『旧事本紀』などにある神名・人名・地名を独特な用字に変えて表記するという傾向を持っており（例えばイザナキを「去来諾」、スサノヲを「服狭雄」、オシホミミを「忍星盈水」、ホノニニギを「星亜肖氣」、諏訪を「洲輪」、紀伊を「城飯」とするなど）、「建許意命」の場合も『旧事本紀』の「建許呂命」の名の表記を改変した『大成経』の方法に端を発すると捉えるのが自然である。『大成経』内の文字表記においては、漢字の訓読みの一部を切り取ってそれに対応する和語の表記に（万葉仮名のように）用いるという方法がとられる場合があるのであるが、卷四十一経教本紀中巻上の「神文伝」（神代文字の理論を記した記事）には「後天神文言」として訓読みに基づいた和語四十七音の漢字表記が列挙されており、その中の「ロ」にあたる漢字は「心」となっている（ココロの「ロ」が用いられている。他には「親（オヤ）」を「ヤ」、「頭（アラハル）」を「ラ」、「主（アルジ）」

を「ル」にあてるといった例も掲出されている）。それと同様に、「建許意」の場合もまた「意」をココロとして「ロ」の音の表記に用いたものだと考えられる。この『大成経』の方法に拠らなければ、「建許呂」が「建許意」になる説明はできない。

そうであるならば、大祝本『神氏系図』が茨木国造の名を「許々意命」と「意」の字を用いて表記するのも、『大成経』の影響によるものということになる。また、茨城国造の祖である建許意命（多邇許呂命、建凝命、建許呂命）が科野国造と何らかの関わりを持つとする記述も『常陸国風土記』『新撰姓氏録』『旧事本紀』にはなく、『大成経』にのみあるもので、建許意命・許々意命が科野国造になったとする『信濃地名考』や大祝本『神氏系図』の言説も『大成経』の延長線上にあると見られる。大祝本『神氏系図』の②の許々意命・科野国造関連の記述は、近世の『大成経』の影響を色濃く受けているのである。

以上の諸点から、大祝本『神氏系図』の文章系図は、『諏方大明神画詞』や前田本『神氏系図』、『大成経』の成立以後、近世になってから形成されたものであると言える。

四 二人の初代大祝

ここまでの検討によって、大祝本『神氏系図』の文章系図、およびそれを利用した『阿蘇家略系譜』の諏訪系譜部分が近世以降のものであることは明確となったと考えるが、それが明らかになったことは、単に古代史の問題のみならず、別の部分——諏訪信仰の伝承

面——を考えていく上でも意味を持つ。以下、本節ではその点について述べよう。

大祝本『神氏系図』の文章系図の内容に関して、近年原直正氏が、『阿蘇家略系譜』や大祝本『神氏系図』を古代史研究に積極的に利用する金井典美氏の見解を紹介しながら、

ところでこの五八七年は物部守屋が蘇我馬子に敗れ守屋が殺された年でもある。(中略)五八七年の中央での政変は諏訪の族長家の政治力にも影響し、それを機にその所領である湖南の山麓に金刺氏によって諏訪大神建御名方富命を祀る社壇が構えられたのかもしれない。筆者としても守屋大臣と諏訪明神の戦いの説話はその事跡を背景に成立したものと想像するところである。

と、丁未の乱における物部守屋の敗北という歴史上の出来事と関わって大祝本『神氏系図』に記される「用明天皇御宇二年」(五八七年)の社壇建立も行われたと想定し、さらにその物部守屋と関わる形で「守屋大臣と諏訪明神の戦いの説話」の成立の事情にまで考えを進めている。しかしそうした古代史や洩矢伝承(諏訪明神垂迹の際にモリヤ(洩矢、守屋大臣)という存在と明神との間で争いが起こるという話)に関する推測は、前節で指摘した大祝本『神氏系図』と『諏方大明神画詞』・前田本『神氏系図』との関係を踏まえば、再考の余地があるということになる。

大祝本『神氏系図』の④「脱^レ着御衣於^レ神子^一、吾無^レ体以^レ汝為^レ体。有^二神勅^一隠^二御身^一矣」(「用明天皇御宇二年、神子構^二社壇于湖南山麓^一」は、前節で見たように前田本『神氏系図』の「脱^二着御衣

於童子^一、吾無^レ体以^レ祝為^レ体。有^二神勅^一隠^二給御身^一」(「用明天皇御宇……于彼山麓構^二社壇^一」に対応するものであり、それは大祝本『神氏系図』に見える文の方が前田本『神氏系図』を利用して作られたという関係にあると判ぜられる。すなわち、「用明天皇二年に八歳の神子が湖南の山麓(守屋山麓)に社壇を構えた」という大祝本『神氏系図』の記述は、「用明天皇の時代に八歳の童子有員(と諏訪明神)が守屋と合戦をして勝利した後、有員が守屋山麓に社壇を構えた」という前田本『神氏系図』の物語を換骨奪胎したものであった。そして拙稿「諏訪明神縁起における聖德太子伝の受容と展開——

『諏方大明神講式』を中心に——」(『國學院雜誌』第百二十二巻第五号、二〇二一年五月)にて論じたように、前田本『神氏系図』の守屋合戦の物語は、編者諏訪貞通の五代前の祖先である諏訪円忠がその著作「諏方大明神講式」で洩矢伝承に中世太子伝(文保本系太子伝)の内容を結びつけたことに端を発して生成されたものと考えられる。大祝本『神氏系図』の用明天皇二年の社壇建立の話が守屋と関わることで自体は間違いないものの、そこにあるのは古代の歴史上に実在した物部守屋との関わりではなく、諏訪信仰の中の「洩矢」と太子伝の中の「物部守屋」が習合した中世以降の伝承上の(モリヤ)の物語との関わりなのである。大祝本『神氏系図』の用明天皇二年社壇建立記事が「諏方大明神講式」以来の太子伝の受容、洩矢伝承の展開の流れに連なるであろうことは拙稿「諏訪信仰における聖德太子伝の影響——物部守屋に注目して——」(『伝承文学研究』第七十号、二〇二一年八月)でも推論していたことであるが、それが前田本『神氏系図』と大祝本『神氏系図』の先後関係の確定によってこの度証

されたことになる。

さて、大祝本『神氏系図』の記事を以上のように捉えると、系図の中で「神子」と「有員」という二人の初代大祝と言うべき人物が存在する理由も明瞭になり、同時に諏訪上社の氏祖伝承の近世に至る展開の様子も具体的に窺えるようになる。

そもそも「神子」という存在は、大祝本『神氏系図』およびそれに影響を受けたと思しき系図資料以外の、前近代の諏訪信仰文献の中には一切姿を現さない。前田本『神氏系図』の「脱_三着御衣於童子_一、吾無_レ体以_レ祝為_レ体」が大祝本『神氏系図』で「脱_三着御衣於神子_一、吾無_レ体以_レ汝為_レ体」となっていることからわかるように、「童子」（有員）の「童」が「神」に置き換えられることで新たに名前を得た存在が「神子」であつたと考えられる。「神子」の事績は諏訪貞通（京都諏訪氏）の言う「有員」の事績によつてほぼ構成される。「神子」の背景には、京都諏訪氏の育んだ用明天皇の時代の初代大祝「有員」の伝承があつた。

ところが諏訪地方の諏訪上社においては、その京都諏訪氏のものとは異なつた「有員」の伝承が存在していた。例えば、神長満実の『諏訪大明神深秘御本事大事』（十五世紀後半頃成立。『諏訪史料叢書』巻三十所収）には「当社明神雄略天皇御代信濃国諏方郡垂跡。大銅元年^{（一）}御衣表祝有員分身已来代々祝殿別儀古記候」とあり、また満実の子の神長頼真による『大祝殿御即位の時欄宜方と申事次第書』（天文七年（一五三八）成立。『諏訪史料叢書』巻二十六所収）には「御即位の秘法授申事、大同元年御表衣祝殿以来神長役に候」とある。初代大祝（御衣表祝）有員は用明天皇の時代ではなく大同元年（八

〇六）に祝となつたものである。『諏訪上社社例記』（延宝七年（一六七九）成立）に「平城天皇御宇、御表衣祝有員社務、是大祝肇祖也^{（二）}」、元禄六年（一六九三）の年記を持つ大祝家文書（諏訪市博物館所蔵）内の系図「諏方氏 平姓」に「桓武天皇第六ノ皇子ヲ曰_二有員_一。平城天皇大同元^{（三）}年、始_テ賜_二平ノ姓_一ヲ、任_ス信州諏方上ノ宮大祝ノ職_三」などがあるように、この大同元年（平城天皇御宇）の有員伝承は中世の神長家（守矢氏）に限らず、近世まで諏訪上社内部で連綿と継承されていた。そして、大祝本『神氏系図』が⑥で延暦二十年（八〇二）の高丸討伐に有員が参加し戦後に大祝（御衣着祝）となつたとしているのも、やはり上社側の説の延長線上にあることがわかるだろう。つまり、諏訪信仰の初代大祝有員の説には京都諏訪氏側による〈用明天皇の時代の初代大祝説〉と諏訪上社側による〈平城天皇の時代の初代大祝説〉の二系統があり、その両者が大祝本『神氏系図』には流れ込んでいたのである。そして「神子」という新たな存在が作られなければならなかつた理由もそこにある。

京都諏訪氏側の伝承が太子伝の影響を受けて成立したものであることから考えても、より古くからあつたのは諏訪上社側の大同元年の伝承の方だつただろう。長い間、諏訪では大同元年伝承のみが存在する状態が続いていたはずである。しかし、現在の大祝家文書の中に前田本『神氏系図』の同内容の別本『前田氏所蔵巻軸 諏訪氏古系図^{（四）}』が存在することからも知られるように、いつ頃からか、京都諏訪氏側の伝承も諏訪に入つてきていた。二系統の相容れない伝承が諏訪という場に揃つてしまつたのである。その状況の中で、並立状態の両説を合理的に解釈し、再構成しようとして生成されたのが

大祝本『神氏系図』文章系図の後半部の内容だったと考えられる。大祝本『神氏系図』に見える神氏の祖の物語は、『用明天皇の時代の初代大祝有員』と『平城天皇の時代の初代大祝有員』のどちらかを完全に捨て去ってしまうことはせずに、可能な限り両者を一連の話として整合させようとした結果生み出されたものだった。その過程において、二人の「有員」のうちの片方は、「有員」でない者にならざるを得なかったのである。諏訪の氏祖伝承の展開と変容の果てに位置するのが大祝本『神氏系図』であり、「神子」という存在であった。

五 おわりに

以上、本稿では、『阿蘇家略系譜』に見える諏訪系譜の内容が大祝本『神氏系図』と金刺氏系図を組み合わせて成り立っていること、また大祝本『神氏系図』の文章系図の内容が京都諏訪氏所縁の有員伝承や諏訪上社所縁の有員伝承など様々なものを取り込んで近世以降に作られたものであることを論じてきた。①の神代記事、②の国造記事、④の神子の記事、⑥の有員の記事と、他文献や伝承に拠ってそれを再構成したものを多く含み込んでいるのが大祝本『神氏系図』であり、さらにそれを金刺氏本位に再構成して阿蘇氏の系図に接続したのが『阿蘇家略系譜』であると位置付けることができる。なお、加えて言えば、大祝本『神氏系図』文章系図前半にある国造関連記事の「健甕富命」「諸日別命」といった金刺氏の系譜に連なる人名なども、古代から連綿と受け継がれてきたものとは考え難い。

これらの情報は上社側の大祝家文書に数多く現存する系図類には記載されておらず、金刺氏の後裔を自認する下社側から齎されたものと思いが、当の下社は戦国時代に大祝金刺氏嫡流が断絶、社殿も悉く燃亡し、それ以前の下社所蔵・社家所蔵文献はほぼ残っていないという状態にある。近世後期の下社の大祝にして国学者でもあった金刺信古（一八一八―一八五九）は、著作『蒼生塚根元記』の奥書に「信濃国造建五百建命苗裔 金刺信古」と署名するなど「建五百建命苗裔」たることを強く自認していたが、それは石埜三千穂氏³²が、

幕末の神官たちは並べて国学者でもあった。おそらくは金刺の血を引く一族としての自負の上に立ち、国学の知識によって、独自に「建五百建命苗裔」を名乗ったとみるのが妥当だろう。激しい盛衰の歴史、中世という長い時代を経ていることなどを踏まえれば、一族の記憶として建五百建の名を伝えていたとはなかなか考えにくい。³³

とする通り、近世の下社社家がそうした系譜意識を『旧事本紀』の国造本紀などから再構築していった結果と見るのが良い（「建五百建命」は『旧事本紀』『国造本紀』に見える人物）。大祝本『神氏系図』と同様に金刺氏の系図にも『大成経』の影響下にある「許々意命」の存在が確認できることも、金刺氏系図の古代部分が近世以降に形成されたものであるという見方を支持する。

さらに『大成経』や『旧事本紀』に関する点について付言すれば、中田憲信編『諸系譜』第六冊・第十三冊・第二十八冊（国立国会図書館蔵）所収神氏・諏訪氏系図の「兄武彦命 若狭宮朝定賜洲羽国

造」(健甕照命の祖父として配されている)、およびその弟の「弟武彦命 同宮朝定賜木蘇国造」といった、大祝本『神氏系図』や金刺氏系図には見られない、洲羽・木蘇国造の祖と設定される人物の記述についても、『大成経』国造本紀の「洲輪国造。若桜宮御代、洲輪大神孫兄武彦命、任賜国造」「木襲国造。若桜宮御代、洲輪大神孫弟武彦命、任賜国造」に拠っていることは明白である。また、『好古類纂』所載「諏訪家譜」では兄武彦命・弟武彦命の親として「建大臣命」が置かれ、その人物が「纏向日代大宮朝定洲羽国造」とされているが、こちらは『旧事本紀』国造本紀に「那須国造 纏向日代朝御代、建沼河命孫大臣命定賜国造」³⁴とある那須国造大臣命が延佳本(度会延佳『鼈頭旧事紀』)で「須羽国造」と誤記されていることに由来していると見られる。

結局のところ、大祝本『神氏系図』の文章系図部分も、『阿蘇家略系譜』の諏訪系譜部分も、現存する金刺氏系図も、その他中田憲信が蒐集した諏訪関係の系図も、古代の歴史的事実を明らかにする力には持たないと考えられる。むしろそれらは、近世以降の系図をめぐる営為の産物として捉えることによって真価を発揮するだろう。

また、本稿で検討してきたことのうち、『旧事本紀』および『大成経』に関する点は、国造を先祖に据えるような内容を持つ近世以降に蒐集・編纂された他地域の系図を考える際に新たな視点を齎すのではないかと考える。『旧事本紀』や『大成経』の「国造本紀」が全国各地の人々の系譜認識に与えた影響はどれほどのものがあっただろうか。諏訪のことから考えを進めて、今後はそうした点についても取り組んでいきたい。

〔注〕

- (1) 田中卓「評(督)」に関する新史料五点」(『日本上古史研究』第一巻第一号、一九五七年)三・四頁。本稿において『阿蘇家略系譜』は田中卓『田中卓著作集二 日本国家の成立と諸氏族』(国書刊行会、一九九八年)の付録の翻刻により引用・参照した。なお、本稿で文献を引用する際は適宜句読点・返り点・傍線等を付した。
- (2) 『諏訪史料叢書』の解題によれば、元は大祝諏方家の蔵書であったが後に故あつて諏訪教育会蔵となったという。
- (3) 金井典美「諏訪神社神官考」(『諏訪信仰史』名著出版、一九八二年)一〇七―一〇頁。
- (4) 『諏訪市史』上巻(諏訪市、一九九五年)六二頁。
- (5) 村崎真智子「異本阿蘇氏系図試論」(劉茂源編『ヒト・モノ・コトバの人類学 國分直一博士米寿記念論文集』慶友社、一九九六年)。
- (6) 小林敏男「科野(信濃) 国造に関する考察」(井原今朝男・牛山佳幸編『論集東国信濃の古代中世史』岩田書院、二〇〇八年)一四―二三頁。
- (7) 田中卓「古代信濃の謎―諏訪大社の鎮座をめぐる―」(『統・田中卓著作集一 伊勢・三輪・賀茂・出雲の神々』国書刊行会、二〇一一年)。
- (8) 田島公「三川・穂・三野・科野・越の地域と社会」(吉村武彦・

川尻秋生・松木武彦編『シリーズ地域の古代日本 東国と信越』
KADOKAWA、二〇二二年。

(9)

直近の鶴飼幸雄「諏訪大社上社本宮鎮座起源についての考古学的考察」(『信濃』第七十五巻第五号、二〇二三年五月)でも、『諏訪市史』を参照して「諏訪大社上社本宮の成立は、『神氏系図』・『阿蘇家略系図』の記載から、湖南の山麓に社壇が構えられた用明二年(五八七)とされている」(一頁)という説明がなされている。一方で井原今朝男「神社史料の諸問題 諏訪神社関係史料を中心に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第百四十八集、二〇〇八年十二月)や佐藤雄一「建御名方神の創作と太(多)氏」(『古代信濃の氏族と信仰』吉川弘文館、二〇二一年)のように、村崎論をうけて古代の史料としては扱わない例ももちろんある。

(10)

井原今朝男、注9前掲論文、二六一頁。

(11)

村崎真智子、注5前掲論文、二二五頁。

(12)

推古天皇のはずだが『金刺氏略系図』では「敏達天皇」という文字が挿入されている。なお、延川和彦著・飯田好太郎補『修補諏訪氏系図 正編』(飯田好太郎、一九二一年)所載の『一本金刺氏系図』では「敏達天皇」とは書かれていない。

(13)

中田憲信が『好古類纂』二編第三集(好古社、一九〇四年)に掲載した諏訪氏の系図「諏訪家譜」(修補諏訪氏系図 正編)所載の諏訪氏系図はこれを転載したものである。「建速素戔嗚大神」(中略(五代))「大國主大神」健御名方大神「伊豆早雄命」(中略(十二代))「武国津見命」健隈照命「武諸日

命」健宮止理命「伊努古君」世襲彦君「金弓君」麻背君「(又名五百足君)」乙額(称神子又熊子)「弟兄子」(又名乙名子)「国積」猪麿「狭田野」鷹取(初名豊麿)「繁魚」(初名生足)「清主」(初名豊足)「有員」(初名武麿)「(以下上社大祝諏訪氏へ続く。線系図自体はタケミナカタから繋がっているものの、途中の「武諸日命」が「実者科野国造健甕富命之子也」とされているため、この系図だと諏訪氏は「阿蘇家略系譜」と同様に神武天皇の男系子孫となる)となっている。武国津見命より前の代や弟兄子より後の代が記されており、二系統の系図が合成されている様子がよりわかりやすい。なお、「諏訪家譜」の有員の尻付の内容は第三・四節で触れる大祝本「神氏系図」や「画詞」の田村麻呂の高丸討伐の記事に近いものとなっているが、「諏訪家譜」においては「画詞」との類似点を持ちつつも大祝本「神氏系図」の場合より「画詞」との一致度が下がっている様子が看取できる(大祝本「神氏系図」で「画詞」と近似する「帰洛之後達三聽」、下三行旨旨「復当三子寅申支干」、以三「国貢税課役」、創三式年造営」の箇所が「諏訪家譜」ではそれぞれ「達之天聰朝宣下」「尔後当于寅申之年以一國貢税課役行式年造営」となっている上、「諏訪家譜」では大祝本「神氏系図」の「充年中七十余日神事要脚」にあたる文章が存在しない)。元から「画詞」に近い文章に手が加わってさらに「画詞」に近づいたと想定するよりは、「画詞」に近い文章が改変されて「画詞」から離れたと考える方が自然であり、「諏訪家譜」が大祝本「神氏系図」から

派生したということがこの点からも窺える。なお、知久氏の系図である『知久家系譜』（『伊那史料叢書』第九（伊那史料叢書刊行会、一九二五年）所収）や『知久氏系譜』（知久利雄「下野知久氏の祖 右衛門八の先祖について」（『下野の姓氏』第九号、一九七六年十月）所収）の古代部分の内容も「諏訪家譜」とほぼ同じで、右のことはそれら知久氏の系図の場合においても当てはまる。

- (14) 『諏方大明神画詞』の引用は近藤喜博・宮地崇邦編『中世神仏説話 続々』（古典文庫、一九七一年）による。

- (15) 前田本「神氏系図」については、石井裕一郎「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰——諏訪大明神絵詞」の再検討——（『武蔵大学人文学会雑誌』四十一巻二号、二〇一〇年一月）、中澤克昭「神を称する武士たち——京都諏訪氏と鷹道——」（『狩猟と権力 日本中世における野生の価値』名古屋大学出版会、二〇二二年）に詳しい。

- (16) 前田本「神氏系図」の引用は宮地直一『諏訪史』第二巻前編（信濃教育会諏訪部会、一九三一年）による。

- (17) 『日本書紀』の引用は神野志隆光・金沢英之・福田武史・三上喜孝校注『新釈全訳 日本書紀』（講談社、二〇二一年）による。

- (18) 拙稿『先代旧事本紀』の受容と神話の変奏——神社関連記事の利用をめぐる——（『國學院雑誌』第百二十一巻第十号、二〇二〇年十月）参照。

- (19) なお、天文二十二年（一五五三）の奥書を持つ『信濃国一宮

諏方本社上宮御鎮坐秘伝記』（大祝家文書）には「古事記」からの引用があるが（加えて『文徳実録』や『三代実録』といった六国史からの引用もある）、宮地直一が『諏訪史』第二巻後編（信濃教育会諏訪部会、一九三七年）二六頁で「その内容よりするに、恐らくは社例記よりも後に出来たもので、天文の年次は信用するに足らぬ」とするように、「上宮御鎮坐秘伝記」が天文二十二年成立というのは考え難く、近世以降のものと思われる。それは本文中で「神之和魂陰靈鎮坐之處也」「神之荒魂陽靈鎮坐之處也」（『信濃国一宮上諏方南方刀美神和魂荒魂二座宮神主』などと国学で重視された「和魂」「荒魂」の概念を頻繁に用いていることや、奥書の神長守矢氏の署名が「五官神長官」となっている（守矢氏の職の称が「神長官」に固定されるようになるのは天文の後の永祿年間のこと、それまでは「神長」の例がほとんどであった。宮坂光昭「諏訪上社神長守矢氏の呼称について」（『諏訪市史研究紀要』第一号、一九八九年三月）参照）といったことから窺える。

- (20) 拙稿『諏方大明神画詞』の受容史——國譲り神話の扱いを中心に——（『国語国文研究』第百六十号、二〇二三年三月）参照。
- (21) 桐原建「神氏系図」始末」（『伊那』第四十七巻第五号、一九九九年五月）三二・三三頁。

- (22) 『先代旧事本紀大成経』の引用は『統神道大系』による。
- (23) 『信濃地名考』上巻の当該箇所「或曰」が『大成経』と関係のある文であることは、同じ『信濃地名考』の中巻の「古礼毛我御製」項に見える「或曰、若桜宮天皇御製 洲輪之海衣

(24)

服之崎乎来而見諸者降士之嶽漕屢海士之釣舟」とほぼ同じ文が『大成経』巻六十二詠歌本紀下にあることや、同巻の「吉蘇路」項に見える「或曰、若桜宮御代、洲羽大神孫弟武彦命、任賜木襲国造」。又曰、日本武尊留更科県、渡海越レ山、撃洲輪国。遣黄麻武彦連、伏二雁越之諸国。遇武彦連、從二大北国経二木襲国、出二箕野国」とほぼ同じ文が『大成経』巻二十一神皇本紀下巻上にあることからわかる。なお、⑥に出てくる「神兵」という語は、「画詞」が三韓出兵・高九討伐における諏訪明神の性格を表現するために『日本書紀』から取り入れて用いたものである(拙稿「神功皇后三韓出兵譚と『諏方大明神画詞』—天皇を權威付ける縁起—」(『国語と国文学』第百巻第六号、二〇二三年六月)参照)。

(25)

原直正「守屋山の習俗と伝承」(山本ひろ子編『諏訪学』国書刊行会、二〇一八年)一七一頁。

(26)

この『諏方大明神講式』の唯一の現存写本が諏訪貞通書写本である。

(27)

古代における諏訪と物部氏の関係という点について、金井典美「諏訪信仰の性格とその変遷」(古部族研究会編『諏訪信仰の発生と展開』人間社、二〇一七年、初版一九七八年)は、『旧事本紀』巻第五天孫本紀に物部麻佐良の妻として「須羽直」の娘「妹古」(物部鹿鹿火の母)の名が見えるという点から、須羽国造たる須羽直と物部氏の繋がりを想定している(六九・七〇頁)。しかし、近年の古代史学の成果である佐藤雄一「科野国造の成立と展開—諏訪国造と関連して—」(『古代信

濃の氏族と信仰』吉川弘文館、二〇二一年)では、今日の歴史学の研究状況からは天孫本紀に見える「須羽直」は六世紀頃の信濃に実在していたとは考え難いとされている。また、国文学の立場からの『旧事本紀』研究の成果である工藤浩「サノヲ後裔系譜」(『地祇本紀』の構想)、『氏族伝承と律令祭儀の研究』新典社、二〇〇七年)や小村宏史「『先代旧事本紀』における出雲系神格の位置—「天璽瑞宝十種」の造形に関する一試案—」(工藤浩編『先代旧事本紀論』史書・神道書の成立と受容)花鳥社、二〇一九年)では、「須羽直女子妹古」は諏訪と物部氏の血縁関係を主張しようとする『旧事本紀』の意図により記されたものと説明される。歴史的事実の反映と見るよりは、そのように『旧事本紀』自体の論理に要請された記述と見るべきだろう。『旧事本紀』の系譜記事の中の「須羽直」から六世紀頃の歴史的事実としての諏訪と物部氏の関係を説明することは、現代の研究の水準からは難しいと考えられる。その他、金井氏は諏訪氏の一族の上原氏が丹波国物部郷に入って式内社「須波伎部神社」を祀ったこと(上原氏が須波伎部神社を祀ったことは金井氏の推定だということ)を取り上げて「物部氏と諏訪氏との密接な関係はここにもあらわれている」(七〇頁)とするものの、物部郷という土地に諏訪氏の傍流が十二世紀の終わり頃に入ってきたことが、果たして奈良時代以前における物部氏と諏訪氏との関係というものにとれほど関わりのある事柄なのか、不明瞭である。また須波伎部神社は『日本三代実録』貞観十一年(八六九)十

二月八日条に「授「丹波国正六位上物部實掃神從五位下」と記される神社で、「須波」と付きはするが実際のところは「須波伎（實掃）」で一つの言葉となると見られる神名であり、諏訪との関わりは窺い難い神である（須波伎部神社については式内社研究会編『式内社調査報告』第十八卷 山陰道1（皇學館大學出版部、一九八四年）の「須波伎部神社」項参照）。以上のように、金井氏が説く古代の諏訪と物部氏の関係は、今日では成り立ち難いものとなっている。

(28) 『諏訪上社社例記』の引用は『神道大系』による。

(29) 『諏方氏 平姓』の引用は二本松泰子「大祝家の氏祖伝承―諏訪市博物館所蔵大祝家文書の系図をめぐって―」（『伝承文学研究』第六十九号、二〇二〇年八月）による。

(30) なお、『諏方氏 平姓』では新たに桓武天皇の皇子とする説が加わっている。

(31) 二本松康宏「資料紹介 諏訪市博物館所蔵大祝家文書『神氏系図』影印」（二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年）所載。

(32) 『下諏訪町誌』中巻（下諏訪町、一九六九年）六八六頁。

(33) 石埜三千穂「タケイについての覚書1 武居祝とその実際」（『スワニミズム』第五号）六五頁。

(34) 『先代旧事本紀』の引用と延佳本の情報は鎌田純一『先代旧事本紀の研究』校本の部（吉川弘文館、一九六〇年）による。

（まえだ りょうたろう・日本学術振興会特別研究員PD）